平成15年(行ケ)第305号 審決取消請求事件 口頭弁論終結日 平成15年12月22日

判決

シャープ株式会社 同訴訟代理人弁護士 島 明 永 孝 瞎 同 伊 藤 或 Ш 光太郎 同 本 同訴訟代理人弁理士 中 尾 俊 輔 伊 英 同 藤 高 同 磯 郎 田 志 ベンキュージャパン株式会社 被

高 同訴訟代理人弁護士 隆 橋

主文

特許庁が無効2002-35422号事件について平成15年6月 23日にした審決を取り消す。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

- 原告は、主文第1項と同旨の判決を求め、主文第1項記載の審決(以下「本 件審決」という。)の対象となった特許(原告を特許権者とする特許第25098 04号、以下「本件特許」という。)につき、特許請求の範囲の減縮を目的とする 訂正を認容する訂正審決が確定したから、本件審決は取り消されるべきである旨述 べた。
- 本件特許につき、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正を認容する訂正審 決が確定したことは当事者間に争いがない。そうすると、本件審決は、結果とし て、判断の対象となるべき発明の要旨の認定を誤ったものとなり、この誤りが本件 審決の結論に影響を及ぼすことは明らかである。

したがって、本件審決は取消しを免れない。 3 以上によれば、原告の本件請求は理由があるから、これを認容することとし、また、訴訟費用については、本訴の経過にかんがみ、これを原告に負担させる のを相当と認め、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 北 山 章 元 裁判官 青 栁 清 裁判官 水 節